

## 学会発表のための研究費助成に関する細則

1. 兵庫教育大学言語表現学会会則第7条に基づき、本学会員の研究活動を支援するため、次の条件をすべて満たす個人に、学会発表に係る研究費を助成する。
  - ア 本学会の会員で、高等教育機関および研究機関等に常勤で勤務していないこと。
  - イ 本学会の研究発表会で発表したことのある者。
  - ウ 会費を完納していること。
  - エ 全国学会等（別途編集委員会で定める）で研究発表したことがプログラム等で確認できること（ファーストオーサーに限る）。
2. 補助する金額は、一律3万円とする。学会発表に必要な経費であれば、旅費・書籍費・消耗品代等の費目に制約は設けない。
3. 研究費の補助を受けようとする者は、別に定める申請書を電子メールで本学会事務局に提出するとともに、本人がファーストオーサーとして発表したことを確認できるプログラムまたは予稿集等（コピー可）を本学会事務局に普通郵便で送付するものとする。申請できる期間は、学会が開かれた翌年度の2月末までとする（3月に開催される学会も、必要書類を送付できれば申請可能）。
4. 採否の決定にあたっては、年間の総額を考慮して、編集委員会で審議するものとする。
5. 研究費の補助を受けた者は、翌年度には申請することができない。
6. 本細則の改正については、運営委員会の議を経るものとする。

平成 23(2011)年 7月 3日 総会制定

平成 24(2012)年 5月 15日 運営委員会改正

令和元(2019)年 11月 20日 運営委員会改正